

(役員)

第7条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 代表者 ○名
- (2) 副代表 ○名
- (3) 会計 ○名
- (4) 書記 ○名
- (5) …… ○名

※役職や、その人数は、会の実情に応じて記載してください。

(役員を選任)

第8条 役員は、○○○○により選任する。

**※役員を選任方法は会の実情に応じて記載してください。
(例：互選(お互いに選挙し合うこと)、指名 など)**

(役員任期)

第9条 役員任期は(○月○日から)○年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 代表者は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副代表は、代表者を補佐する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 書記は、本会の会議を記録し、必要な広報を行う。
- (5) ……は、○○○○○○を行う。

※会則(この会則例だと第7条)で定める役員全ての職務を記載してください。

(会議)

第11条 本会の会議は総会、役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、この会の最高議決機関であり、第6条で入会した者(以下、「構成員」とする)をもって構成する。

- 2 総会は、毎年○月に開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会では、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業の計画および実績に関すること
 - (2) 収支予算および決算に関すること
 - (3) 会則の改廃に関すること
 - (4) 役員を選任に関すること
 - (5) 会費に関すること
 - (6) 解散に関すること
 - (7) その他この会の重要事項
- 4 総会は、代表者が招集する。
- 5 総会の議長は代表者がこれにあたる。
- 6 総会は、構成員の○分の1の出席で成立し、議事は出席者の過半数の承認をもって決する。

(役員会)

第13条 役員会は、この会の執行機関であり、第7条で定める役員をもって構成する。

- 2 役員会は必要に応じ代表者が招集し、開催する。
- 3 役員会では、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会で承認された事項の執行に関すること
 - (2) その他この会の運営に関すること

【会議について（第11～13条）】

この会則例では以下のように会議体の役割を分けています。

第11条（総会）：会としての意思決定の場。総会での決定事項を会としての決定事項とする。

第12条（役員会）：総会で決定した事項や、運営手順などの細かな部分についてどのように執り進めるかを決定する場。

※総会や役員会など、会の意思決定や運営について決めたり話し合ったりする場を記載してください。
※会議について、誰が参加できるのか、そこでは何を決めることができるのかを記載してください。
→重要な意思決定の場（この会則例だと総会）には、誰でも参加できるようにしてください。
※上記はあくまで例です。会議録の作成や臨時総会・役員会の開催条件などといった、会の運営のために必要な事項を追加で定めたり、必要がない事項は除いたりするなど、団体の実情に合わせて整えてください。また、条を分けたりまとめたりしても問題ありません。

(入会金)

第14条 本会の入会金は〇〇〇円とし、会計へ納入する。

【差し替え文例】

本会は入会金を徴収しない。

(会費)

第15条 本会の会費は〇〇〇円/月とし、〇ヶ月毎に会計へ納入する。

【差し替え文例】

本会は会費を徴収しない。

※年会費や入会費を徴収する場合、「状況票」にも記載してください。

(経費)

第16条 本会の経費は、入会金、会費、参加費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

附 則

この会則（又は規約）は、令和〇〇年〇月〇日から適用する。

※会則に変更などあれば、変更後の会則が適用になる日を下に付け足してください

この会則例はあくまで見本です。

各団体の実情に合わせて、項目を追記したり除いたり調整してください。

「岡崎市市民活動団体の登録要件に関する要領」で定める登録条件に合致していることが読み取れば、条文の順番もこの例のとおりでなくて構いません。

登録要領については、市ホームページをご参照ください。



市民活動団体登録の手引き（岡崎市ホームページ）

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1103/1126/p004811.html>

記載方法や言い回しなどは、必要に応じてNPO法人の定款例なども一部参考にさせていただきます。



あいち NPO 交流プラザ(愛知県運営)

https://www.npo-plaza.pref.aichi.jp/npo_create/after_process